令和８年７月
土地改良技術事務所建設・保全技術課

令和８年度　土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）等の改正概要

１．はじめに

土地改良工事積算基準等は、標準的な工事及び業務の価格が適正に算定できるよう実態調査の結果に基づき随時改正を行っています。また、関連する各種通知が例年多数発出されています。

本紙は、令和８年４月の積算基準（調査・測量・設計）等に係る各種通知の概要について記載するものです。

２．改正通知の一覧

（１）土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）等に係る改正通知等一覧（令和８年６月 24 日時点）

文書名、内容については調査・測量・設計業務に関する事項を抜粋して記載しています。

番号	施行日 文書番号	施　行　者	文　書　名	内　　容
1	令和 8 年 2 月 25 日付 7 農振 第 2597 号	農村振興局長	令和８年３月から適用する調査設計業務等の技術者基準日額、施設機械工事等の労務単価について	R8 年度労務単価
2	令和 8 年 2 月 25 日付 7 農振 第 2598 号	農村振興局 整備部長	「令和８年３月から適用する調査設計業務等の技術者基準日額、施設機械工事等の労務単価について」の運用に係る特例措置について	R8 年度労務単価 特例措置
3	令和 8 年 3 月 27 日付 7 農振 第 3131 号	農村振興局長	令和８年度から適用する土地改良事業等に関する積算基準類の改正について １～５　略 ６　地質、土質調査業務の価格積算基準の制定について ７　地質、土質調査業務市場単価について ８　測量業務の価格積算基準について ９　測量業務標準歩掛について 10　設計業務の価格積算基準の制定について 11　設計業務標準歩掛について 12　現場技術業務の実施要領等について 13　記録映像制作業務の価格積算基準の制定について 14　測量業務等の機械経費について 15　調査・測量・設計業務共通仕様書について 16～19　略	通称：局長通知
4	令和 8 年 3 月 27 日付 7 農振 第 3132 号	農村振興局 整備部長	令和８年度から適用する土地改良事業等に関する積算基準類に係る運用等の改正について １～５　略 ６　良質構造物設計施工技術検討業務実施要領の制定について ７　設計業務等の積算参考歩掛について ８　機能診断業務の積算参考歩掛について ９　設計業務等の価格積算基準等の留意事項について 10　設計業務管理の手引書について 11～15　略	通称：部長通知

番号	施行日 文書番号	施　行　者	文　書　名	内　　容
5	令和 8 年 3 月 27 日付 7 農振 第 3134 号	農村振興局 整備部設計課長	令和８年４月から適用する「土地改良事業等請負工事積算基準」　等に係る取扱いについて	新年度積算基準への変更措置
6	令和 7 年 4 月 7 日付 7 農振第 3 号	農村振興局 整備部設計課長	「コンクリート構造物におけるプレキャストコンクリート製品の導入促進について」の一部改正について	通知の一本化
7	令和 7 年 7 月 22 日付 7 農振 第 632 号	農村振興局長	「測量作業規程について」の一部改正について	
8	令和 7 年 12 月 17 日付 7 農振 第 2167 号	農村振興局 整備部設計課長	建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）	

注）今後も新たに通知や正誤表が発出される場合があります。

（２）各種通知の掲載 web ページ

各種通知は下記 web ページに記載されています。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/index.html

３．土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）等の主な改定内容

次ページ以降に、基準等の主な改定内容を掲載します。主要なものだけとしますので、詳細は各種通知本文にてご確認ください。

令和８年度積算基準等の主な改定内容

（施工企画調整室）

令和７年度中の改定

① **プレキャストコンクリート製品の導入促進に係る通知の改正（令和７年４月７日通知）**
関連通知が複数存在したため、令和４年通知を改正して通知を一本化（令和３年通知は廃止）

② **農業水利施設保全補修ガイドブックの特別仕様書記載例への追記（令和７年６月５日通知）**
頭首工（渓流取水工）、水路工、機能診断業務を対象にガイドブックを明記

③ **測量作業規定の一部改正（令和７年７月22日通知）**
国土交通省の「作業規程の準則」の一部改正に伴い、「測量作業規定」を一部改正

④ **設計業務等の価格積算基準等の留意事項の一部改正（令和７年10月８日通知）**
宿泊費及び宿泊手当において、落札率を考慮しない額で積算

令和８年度の改定

⑤ **賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いの試行**
工事と同様に業務においても賃金等の変動に基づく業務費の変更（全体スライド、インフレスライド）を試行的に実施

⑥ **調査・測量・設計業務標準歩掛・参考歩掛の改定**
ほ場整備（実施設計）の歩掛改正、機能診断調査（パイプライン）の歩掛制定

⑦ **熱中症対策費用の積上げ計上**
調査、測量、設計業務において、工事と同様に熱中症対策費用を積上げ計上できるよう改正

①プレキャストコンクリート製品の導入促進に係る通知の改正

（施工企画調整室）

○ 近年、工事現場における技能者不足などの課題に対応するため、更なる生産性の向上、工期短縮、施工管理の負荷軽減、安全性の向上など、工事現場の環境改善が強く求められている。特に、建設業において時間外労働の上限の基準が令和6年4月1日から適用されたことから、適切な工期設定は喫緊の課題。

○ このため、農業農村整備においては、余裕期間の設定や工事の早期発注、複数年契約工事の検討などとともに、プレキャストコンクリート製品の導入をより一層促進するため、関連通知を一本化し、改めて通知。

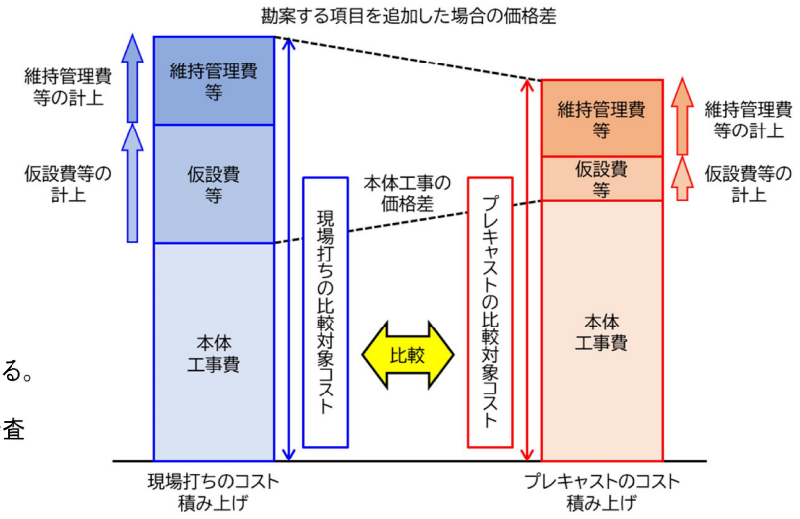
【令和7年4月7日】

■農業農村整備における取組

・国営土地改良事業等におけるコンクリート構造物におけるプレキャストコンクリート製品の導入促進のため、**車両による運搬が可能な規格のコンクリート構造物については、原則、プレキャスト化**することとする。

・なお、輸送路の制約等により導入の可否に精査が必要な場合は、検討項目を勘案のうえ比較検討するものとする（右図）。

＜検討イメージ＞



適用に当たっての留意事項

（1）特殊車両による運搬が可能な規格のコンクリート構造物も対象とする。
（2）特殊形状のものは対象外とする。
（3）輸送路の制約等に係る以下①～③の確認により、導入の可否に精査が必要な場合は、右図のような検討を行うものとする。
① 重量制限や道路線形など事前の輸送ルート
② 現場周辺の待機場所の有無などの情報
③ 関係機関、地元関係者と安全条件、騒音・振動などの環境条件等

※ 農林水産省農村振興局通知「コンクリート構造物におけるプレキャストコンクリート製品の導入促進について（令和4年11月10日、令和7年4月7日(一部改正)」

②農業水利施設保全補修ガイドブックの特別仕様書記載例の追記

（施工企画調整室）

特別仕様書記載例（頭首工（渓流取水工）・水路工・施設機能診断業務）において、新技術や新工法の選定に当たり、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム(NETIS)に加えて、農業水利施設保全補修ガイドブックを積極的に活用するよう追記。

【令和７年３月26日】【令和７年６月５日】

○ 農業水利施設保全補修ガイドブック2024（令和６年７月発行）は、旧版（2022版）から新規工法の追加及び掲載内容の更新を行い、約240件の補修・補強工法等の技術の最新情報が紹介されている。

【掲載内容】
①開水路（ボックスカルバート含む）
②水路トンネル
③鋼矢板水路
④パイプライン
⑤頭首工
⑥その他対策工法等
⑦調査・診断の技術
⑧開水路の簡易補修工法



③測量作業規程の一部改正

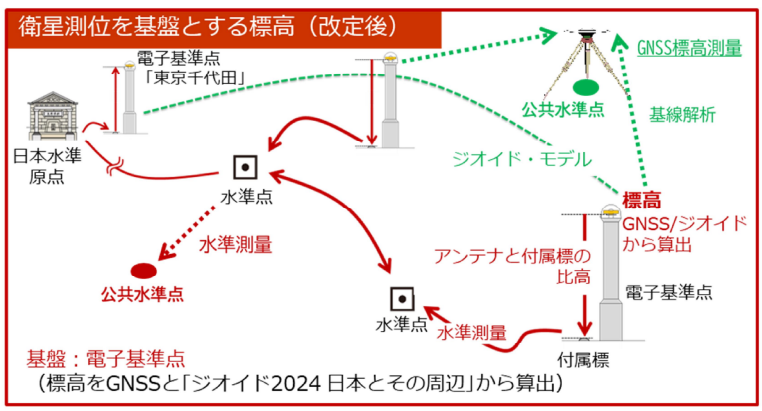
（施工企画調整室）

令和７年４月に全国の標高成果が衛星測位を基盤とする「測地成果2024」に改定され、新たなGNSS標高測量を公共測量に導入することや3次元点群データを使用する測量技術の活用等について「作業規定の準則」へ反映されたことに伴い、「測量作業規定」を一部改正。

【令和７年７月22日】

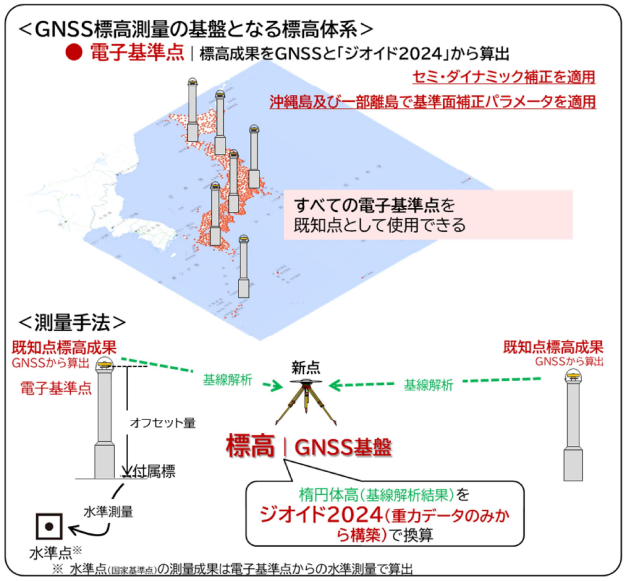
【主な改正点】

○ 全国の標高成果（測地成果2024）の改定
電子基準点等の基準点の標高成果を、令和７年４月１日から衛星測位を基盤とする最新の値へ改定



※国土地理院ホームページより

○ GNSS標高測量の新設
現行の「GNSS測量機による水準測量」の代替えとなるGNSS標高測量（３級水準測量を新設）



④設計業務等の価格積算基準等の留意事項の一部改正

（施工企画調整室）

○ 国家公務員等の旅費に関する法律等の改正を踏まえ、旅費交通費積算要領を改正。

【令和７年３月26日】

【現行】

旅費交通費
- 交通費
- 日　当
- 宿泊費（滞在日額旅費等）

【改正】

旅費交通費
- 交通費
- 宿泊手当
- 宿泊費

○宿泊手当

宿泊手当は宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は国家公務員等の旅費支給規程で定める一夜当たりの金額とする。

○宿泊費

宿泊費は旅行中宿泊に要する費用とし、その額は地域の実情を勘案して国家公務員等の旅費支給規程で定める額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。

宿泊費及び宿泊手当に要する費用については、当初は計上しない。

受注者から宿泊情報が分かる資料の提出を求め、妥当性を確認の上、調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領に基づき、設計変更にて計上する。

なお、設計変更における宿泊費及び宿泊手当については、落札率を乗じない額により積算する。

【令和7年10月８日】

④設計業務等の価格積算基準等の留意事項の一部改正

（施工企画調整室）

【現行】

旅費交通費
- 交通費
- 日　当
- 宿泊費（滞在日額旅費等）

【改正】

旅費交通費
- 交通費
- 宿泊手当
- 宿泊費

○日当

作業打合せ及び現地調査等を実施するために必要な費用

2,200円/日

※移動に要する日が0.5日未満で昼食を要しない場合は1/2の額（1,100円）を計上

○宿泊費（滞在日額旅費等）

職種に応じた普通旅費及び滞在日額旅費

5,930円～13,100円

例えば、技師Ａ（６級相当、乙地方）9,800円

技師長（９級相当、甲地方）13,100円

※泊数に応じて定額計上

○宿泊手当

宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用

2,400円/日

内訳　朝　食　800円

夕　食　800円

諸雑費　800円

※宿泊に朝食、夕食が含まれている場合は減額計上

○宿泊費

地域の実情を勘案して定める額（宿泊基準額）

8,000円～19,000円

例えば、福島県、山口県　8,000円

東京都、京都府等　19,000円

※宿泊基準額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額を計上。なお、宿泊情報（例：宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金が記載された領収書）が分かる資料の提出が必要。

④設計業務等の価格積算基準等の留意事項の一部改正

・令和８年度　積算基準への反映

「Ⅵ留意事項　第７調査・測量・設計業務に関する運用事項」

1-10. 設計変更に伴う業務価格の積算について	設計変更に伴う業務価格の積算の考え方を示されたい。	請負業務の設計変更は、官積算により、次の方法で行うものとする。 （１）設計変更の要領 ～略～ （２）留意事項 ア　落札率の算定に用いる請負額(変更請負額)、官積算額(変更官積算額)は、消費税相当額を除いた額とする。 イ　落札率は、小数点以下第７位を切り捨てし６位止めとする。 ウ　設計変更における単価について、以下の場合においては新単価(変更指示時点単価)により積算するものとする。 ・当初業務履行予定地から独立した区間の数量変更があった場合 ・当初業務では想定されなかった新規工種が追加された場合 エ　設計変更における宿泊費及び宿泊手当については、落札率を乗じない額により積算するものとする。

「Ⅵ留意事項　第２調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領について」

３　旅費交通費構成費目の内容

旅費交通費は、作業打合せ及び現地調査等に必要な経費で、交通費、宿泊費、宿泊手当で構成する。

(1) 交通費

交通費は、作業打合せ及び現地調査等を実施するために必要な技術者の移動に要する費用である。

(2) 宿泊費

宿泊費は旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は地域の実情を勘案して国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年 5 月 1 日大蔵省令第 45 号）（以下、旅費支給規程とする）で定める額（宿泊費基準額）と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。ただし、やむを得ない事情により現に支払った額が宿泊基準額を超える場合は、日程・経路等に照らして適切な宿泊施設を比較検討し、その結果から最も安価な額とすることができる。

なお、宿泊費基準額は旅費支給規程別表第二（https://laws.e-gov.go.jp/law/325M50000040045/20250401_506M60000040070）の職務の級が十級以下の者に記載の一夜当たりの金額とする。（旅費支給規程別表第二の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。）

(3) 宿泊手当

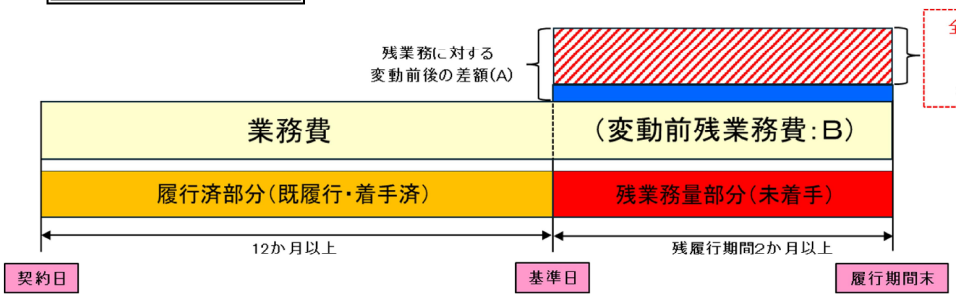
宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して旅費支給規程第十四条（宿泊手当の定額等）で定める一夜当たりの定額とする。（旅費支給規程別表第三（https://laws.e-gov.go.jp/law/325M50000040045/20250401_506M60000040070）の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。）

⑤賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いの試行

（施工企画調整室）

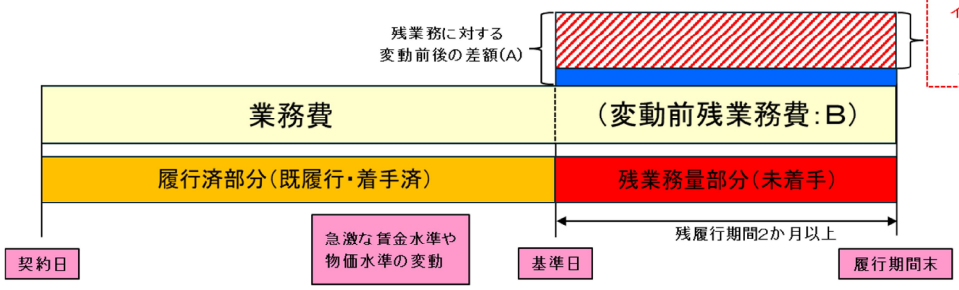
○ 令和８年度以降に新規契約となる業務等（調査・測量・設計）を対象に、工事請負契約に準拠した、全体スライド、インフレスライドを試行的に実施。

全体スライド



○ 業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認められるときに業務費を変更

インフレスライド



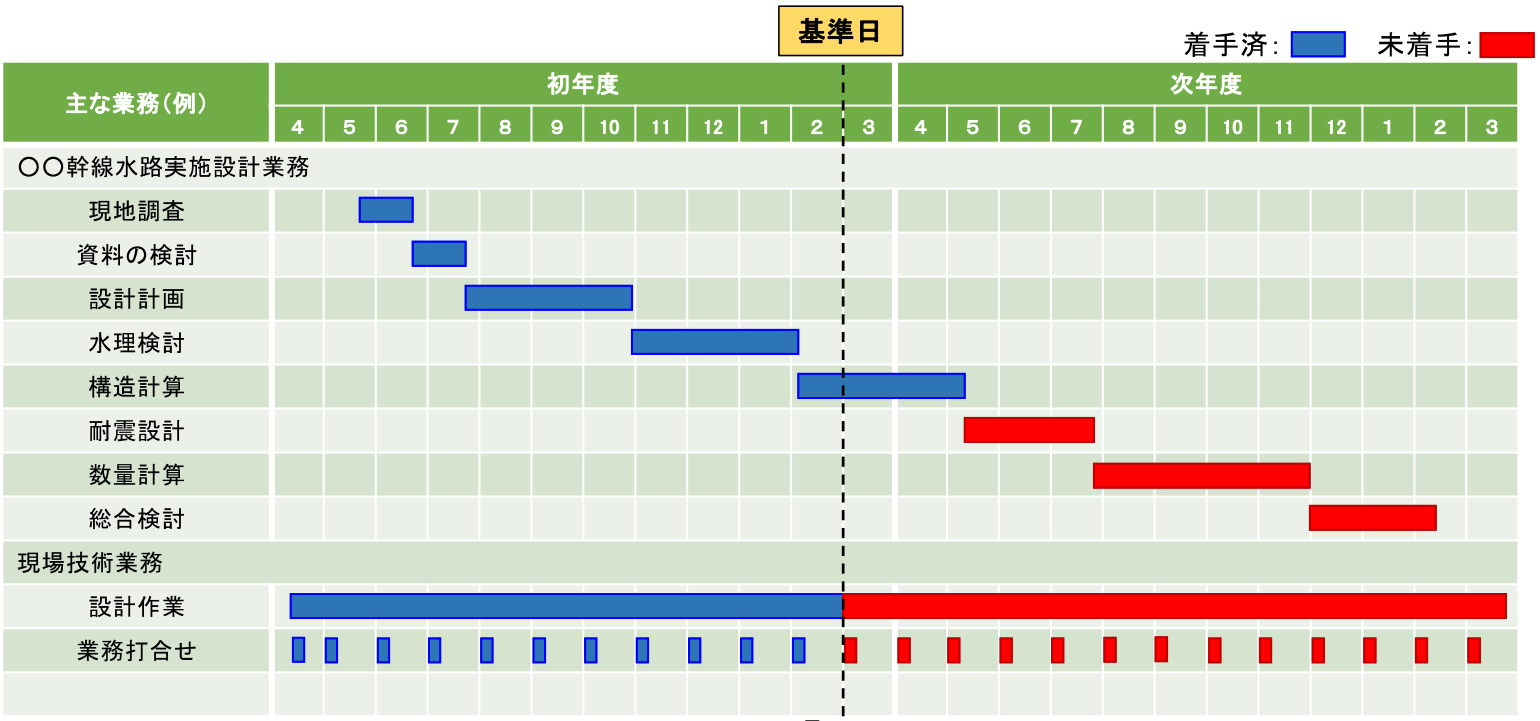
○ 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、業務費が著しく不当となったときに業務費を変更

⑤賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いの試行

（施工企画調整室）

履行済部分の数量の確認は、作業項目内訳表等の項目に対応して行う。

- 基準日以降に着手することが適切な項目等で、かつ基準日以前に着手していないことが明確に確認できる項目等に限り、「未着手」とする。
- 複数の項目等が密接に関連する工種は、その一部の項目等に着手している場合は、密接に関連する全ての項目等を「着手済」とする。



⑥調査・測量・設計業務標準歩掛・参考歩掛の改定

（施工企画調整室）

○ 実態調査の結果を踏まえ、ほ場整備（実施設計）の歩掛改正。
○ 実態調査の結果を踏まえ、機能診断調査（パイプライン）の歩掛制定。

■ ほ場整備（実施設計）

【現行】

作業項目	技師A換算値
（1）現地調査～（14）点検とりまとめ	200．60

【改定】

作業項目	技師A換算値
（1）現地調査～（14）点検とりまとめ	210．95

■ 機能診断調査（パイプライン）の歩掛を制定

作業工程	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員	備考
現地踏査		3．0	3．1		3．5	
漏水量調査・圧力調査		1．8	3．8	4．6	5．8	
ひび割れ状況			3．2	3．2	3．2	
内面塗装の劣化状況			1．9	1．9	2．4	
発錆状況			1．8	1．8	2．3	
たわみ量測定			2．5	2．5	2．5	
蛇行、沈下の状況		0．9		1．3	1．4	
継手曲げ角度、間隔			2．4	2．6	2．4	
その他調査（弁類調査）		2．1		3．1	3．1	
点検とりまとめ	1．8	2．1		3．1		

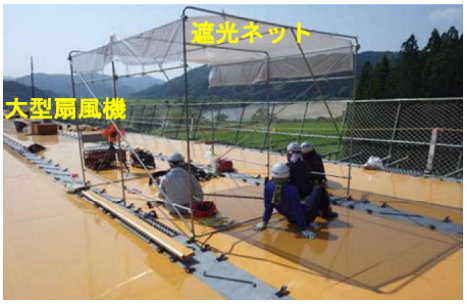
⑦熱中症対策費用の積上げ計上

（施工企画調整室）

○調査、測量、設計業務において、工事と同様に熱中症対策費用を積上げ計上できるよう改正。

・主に現場の施設や設備に対する熱中症対策費用として、遮光ネット、大型扇風機、送風機、給水器、日除けテント、ミストファン、休息車の配置等が対象。

【メッシュシートによる遮光設備と大型扇風機の設置】

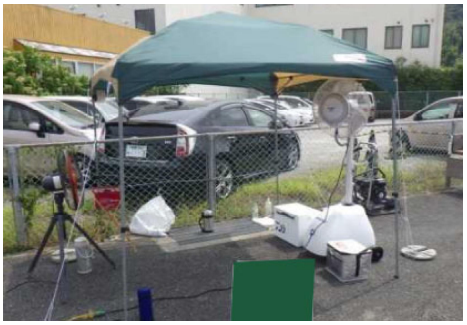


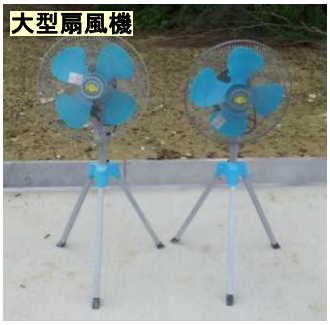
【休憩所から離れている個所に休息車を配置（車内にクーラーや温冷庫を設置）】





【現場休憩所にテント・ミストファン設置】







※これ以外の品目についても、実態に応じ計上することも可能

写真出典：「建設現場における熱中症対策事例集」（平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課）

⑦熱中症対策費用の積上げ計上

（施工企画調整室）

熱中症対策に関する施設及び設備について、リース品の場合は、当該業務における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上し、購入品の場合は、当該業務における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。

設置期間分の減価償却費については国税庁が定める「主な減価償却資産の耐用年数表」を参考に算出することとし、設備の種類及び規模並びに設置期間については、受発注者協議の上決定するものとする。

・現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。積上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認する

・主に作業員個人に対する熱中症対策費用は、空調服、熱中症対策キット、経口補水液、塩飴等を対象。

【空調服】



注）個人の所有するものではないことに留意

ヘルメット取付ソーラー充電式ファンと クーリングベルト









写真出典：「建設現場における熱中症対策事例集」（平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課）

⑦熱中症対策費用の積上げ計上

・令和８年度　積算基準への反映

「地質、土質調査業務」

ウ　業務管理費

業務管理費は、純調査費のうち直接調査費及び間接調査費以外の当該調査業務担当部署における経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録等に要する費用、事務職員の人件費、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC 等の標準的な OA 機器費用、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）を含むものである。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。積上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。

※測量業務は「間接測量費」、設計業務、現場技術業務は「間接原価」

「Ⅵ留意事項　第７調査・測量・設計業務に関する運用事項」

1-11. 熱中症対策費用の積上げ計上について	熱中症対策費用として積上げ計上できる現場の施設や設備を示されたい。	主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、遮光ネット、大型扇風機、送風機、給水器、日除けネット、ミストファン、休息車の配置等を対象とする。 なお、熱中症対策に関する施設及び設備について、リース品の場合は、当該業務における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上し、購入品の場合は、当該業務における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。 設置期間分の減価償却費については国税庁が定める「主な減価償却資産の耐用年数表」を参考に算出することとし、設備の種類及び規模並びに設置期間については、受発注者協議の上決定するものとする。

４．その他

（１）「土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）」に対するご意見について

土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）に関する問い合わせについては、昨年度（令和７年度）から、「全国共通お問い合せメールアドレス」を作成し、積算基準の巻末に記載しております。

ご利用に当たっては、質疑経緯・内容・関連する資料（記載ページや補足説明資料）とともに回答案（質疑者の考え）を含めてお送りください。

なお、これまでどおり土地改良技術事務所へ電話にて問合せ頂いても構いませんが、質疑経緯・内容・関連する資料等の提供をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

農林水産省農村振興局では、受注者による的確な見積りに資するため、積算の基本的な考え方などの積算基準や標準歩掛等を、平成12年度から公表しております。

当局では、積算基準等そのものの妥当性を諮るために、みなさまからの幅広い意見をいただきたいと考えておりますので、ご意見等がありましたら、下表内の最寄りの各地方農政局土地改良技術事務所、または、全国共通お問合せメールアドレスまで、お寄せいただけるようお願いします。

東北農政局土地改良技術事務所　建設・保全技術課　業務積算基準担当係	022－295－5544
関東農政局土地改良技術事務所　建設・保全技術課　業務積算基準担当係	048－254－0511
北陸農政局土地改良技術事務所　建設・保全技術課　業務積算基準担当係	076－292－7900
東海農政局土地改良技術事務所　建設・保全技術課　業務積算基準担当係	052－232－1057
近畿農政局土地改良技術事務所　建設・保全技術課　業務積算基準担当係	075－641－6391
中国四国農政局土地改良技術事務所　建設・保全技術課　業務積算基準担当係	086－223－2777
九州農政局土地改良技術事務所　建設・保全技術課　業務積算基準担当係	096－367－0411

全国共通お問合せメールアドレス：gyoumusekisan@maff.go.jp

（２）歩掛調査について（お願い）

平素より、歩掛調査にご協力を頂きありがとうございます。

調査では、受発注者の皆様に記入いただいた調査票を集計・解析しておりますが、記入不備等によりやむを得ず無効となる場合があります。

貴重なデータを有効活用するため、提出前に内容をご確認頂くようお願いいたします。

設計基準類の制改定について

1.計画・設計・管理基準類の整備状況

（令和８年５月現在）

計画基準

名称	制改定	備考
農業用水(水田)	H22. 7	R6.3 一部改正
農業用水(畑)	H27. 5	R6.3 一部改正
水温水質	S42.11	
排水	R 7. 4	
開墾	S31.12	
農地開発（開畑）	S52. 1	S59.1 一部改正
海面干拓	S27.12	
湖沼干拓	S31.12	
埋立	S31.12	
ほ場整備（水田）	H25. 4	R6.3 一部改正
ほ場整備（畑）	H19. 4	R2.7 一部改正
暗渠排水	H29. 5	R2.7 一部改正
土層改良	S59. 1	
農地保全	S54. 7	
水質障害対策	S55. 8	
農道	R 6. 3	
農地地すべり防止対策	R 4. 5	

計画指針

名称	制改定	備考
防風施設	S62. 9	
畑地帯集水利用	H 2. 4	
農村環境整備	H 9. 2	
〃（追補）	H11. 3	水辺環境施設
〃（追補）	H12. 3	地域エネルギー利活用施設
〃（一部改正）	H18. 3	農業集落配水施設
〃（一部改正）	H18.10	農村防災安全計画
〃（追補）	〃	高齢者・障害者に配慮した農村整備、有機性資源循環利用施設
農地開発（改良山成工）	H 4. 5	
マイクロかんがい	H 6. 4	

設計基準

名称	制改定	備考
ダム	H15. 4	
頭首工	R 6. 3	
水路工	H26. 3	
パイプライン	R 3. 6	
水路トンネル	H26. 3	
ポンプ場	H30. 5	
農道	R 6. 3	
海面干拓	S41. 3	
水利ｱｽﾌｧﾙﾄ工(前編)	S42. 2	
水利ｱｽﾌｧﾙﾄ工（後編）	S45. 6	

設計指針

名称	制改定	備考
耐震設計	H27. 5	
ﾌｧｰﾑﾎﾟﾝﾄﾞ	H11. 3	
ため池整備	H27. 5	
ほ場整備	R 8. 4	

標準設計

名称	制改定	備考
農地造成	H 1. 1	

その他の技術資料

名称	制改定	備考
ここが知りたい Q&A	H15. 3	
よりよき設計のﾎﾟｲﾝﾄ	H10. 3	H23.3 は対外説明不可
頭首工の魚道	H14.10	H26.3 一部改正
限界状態設計法	H 4. 3	
地すべり防止対策	H 5.12	
混合擁壁、二重締切、杭基礎	H 6. 8	
環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き （第１編）	H14. 2	
〃 （第２編）	H15. 3	
〃 （第３編）	H16. 5	
〃 技術指針	H27. 5	
農業農村整備事業における景観配慮の手引き	H18. 5	
〃 技術指針	R 7. 4	
農業水利施設のコンクリート構造物 調査・評価・対策工法選定マニュアル	H19. 4	
農業水利施設の機能保全の手引き	R 5. 4	
〃「パイプライン」	R 8. 3	
〃「開水路」	H28. 8	
〃「頭首工」	R 7. 6	
〃「水路トンネル」	H28. 8	
〃「頭首工(ゲート設備)」	H22. 6	
〃「ポンプ場(ポンプ設備)」	R 8. 4	
〃「頭首工(ゴム堰)」	H28. 8	
〃「除塵設備」	H28. 8	
〃「電気設備」	H25. 5	
〃「水管理制御設備」	H25. 5	
農業水利施設の長寿命化のための手引き	H27.11	
農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル		
【開水路編】	R 5. 3	
【ﾊﾟｲﾌﾟﾗｲﾝ編】（案）	H29. 4	
【鋼矢板水路腐食対策（補修）編】（案）	R 1. 9	
【鋼管等腐食対策編】（案）	R 2. 3	
【水路トンネル編】	R 3. 6	
【頭首工編】	R 8. 3	

その他の技術資料

名称	制改定	備考
地すべり防止施設の個別施設計画（長寿命化計画）策定の手引き	H29. 3	
地すべり防止施設の機能保全の手引き～統合版～	H29. 3	

技術指針等（機械）

名称	制改定	備考
〈技術指針〉		
水管理制御方式		
・畑地かんがい編	S51. 5	
・計画設計編	R 6.10	
鋼構造物計画設計		
・水門扉編	H21. 3	ダム水門と統合
・小形水門扉編	H22. 3	（利用の手引き）
・小水力発電編	H26.12	
・除塵設備編	H13. 3	H27.3 一部改正
電気設備計画設計		
・高低圧編	H19. 3	R1.9 一部改正
・特別高圧編	H20. 3	
ゴム引布製起伏堰施設	H19. 3	
高Ｎｓ・高流速ﾎﾟﾝﾌﾟ設備計画	H18. 3	
バルブ設備計画設計	H13. 3	H27.3 一部改正
〈手引き〉		
土地改良事業用無線等通信	H18. 6	
無塗装耐候性橋梁・計画・設計・施工	H 4. 6	

管理基準

名称	制改定	備考
土地改良施設管理基準		
ダム編	R 5. 5	
排水機場編	H20. 9	
頭首工編	R 7. 5	
用水機場編	H30. 5	

注）①計画・設計基準　：土地改良事業を適正かつ効率的に実施するために定めた技術基準であり、計画基準は調査・計画について、設計基準は工事の設計・施工について遵守すべき基準を定めたもの。

②管理基準　：国営土地改良事業で新築又は改築された国営造成施設の管理に当たって遵守すべき一般的な事項を定めたもの。

③その他の技術資料：「指針」は、基準の一部についての詳述や開発段階にある技術等を内容とした技術参考資料、「手引き」は土地改良事業等の実施に当たり新たな課題に対応する取組を実施するための基本的な考え方等についてとりまとめた技術参考資料、その他の資料は参考となる設計手法、新工法等を解説した設計技術資料。

２．設計基準類の制改定の概要【参考】

（１）土地改良事業設計指針「ほ場整備」（令和８年４月制定）

【設計指針「ほ場整備」制定に向けた背景と対応方針】

- ➢標準設計「ほ場整備」(H3.3)は制定から30年以上が経過しており、この間の情勢の変化を踏まえた内容を反映するとともに、関連する計画基準との整合を図ることが必要。
- ➢「食料・農業・農村基本法(R6.6)」、「食料・農業・農村基本計画(R7.4)」、「土地改良長期計画(R7.9)」など、近年策定された農業農村整備分野における政策目標(生産コストの低減を図るための農地の大区画化、管理作業の省力化に資する基盤整備等の推進等)を踏まえた内容とする必要。
- ➢標準区画30aへの画一的な整備への対応を目的としていた「標準設計」を廃止し、新たに制定される設計指針として、ほ場の大区画化、スマート農業技術の導入、維持管理作業の省力化、農作業の安全性に配慮した設計手法にも柔軟に対応する内容とする。

【設計指針「ほ場整備」のポイント】

①農業農村の**情勢変化**に係る制定
（**大区画ほ場整備の設計**、**中山間地域の傾斜地区画での設計を新たに追加**）
②スマート農業等農業農村の**新技術**に係る制定
③ほ場における**農作業安全**に係る制定
④**維持管理**の負担軽減等を見据えた設計の在り方の検討
⑤その他関係法令や基準等の内容反映

※設計指針掲載 web ページ
https://www.maff.go.jp/j/nousin/hojo_seibi_shishin.html

（２）農業水利施設の機能保全の手引き

１）「パイプライン」（令和８年３月改定）
２）「頭首工」（令和７年６月改定）
３）「ポンプ場（ポンプ設備）」（令和８年４月改定）

※手引き掲載 web ページ
https://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/sutomane/kinouhozen.html

（３）農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル

１）「頭首工編」（令和８年３月制定）

※マニュアル掲載 web ページ
https://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/sutomane/hoshu_hokyo.html

土木工事積算基準関係　・・・・Ｂ－１～Ｂ－１２

１．改正通知一覧及びスライド通知一覧等・・・・Ｂ－１～Ｂ－３
２．令和８年度積算基準等の主な改正内容・・・・Ｂ－４～Ｂ－12

令和８年７月

土地改良技術事務所 建設・保全技術課

令和８年度　土地改良工事積算基準（土木工事）等の改正概要

１．はじめに

土地改良工事積算基準等は、標準的な工事の価格が適正に算定できるよう実態調査の結果に基づき随時改正を行っています。また、品質確保対策及び働き方改革に関連する各種通知が例年多数発出されています。

本紙は、令和８年４月の積算基準（土木工事）に係る各種通知の概要について記載するものです。

２．改正通知の一覧

（１）土地改良工事積算基準（土木工事）に係る改正通知等一覧（令和８年６月 24 日時点）

文書名、内容については土木工事に関する事項を抜粋して記載しています。

番号	施行日 文書番号	施行者	文書名	内容
1	令和 8 年 2 月 17 日付 7 農振第 2583 号	農村振興局長	令和８年３月から適用する公共工事設計労務単価について	R8 年度労務単価
2	令和 8 年 2 月 18 日付 7 予第 2160 号	大臣官房参事官（経理）	「令和８年３月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について	R8 年度労務単価特例措置
3	令和８年 3 月 27 日付 7 農振第 3130 号	農林水産事務次官	令和８年度から適用する土地改良事業等請負工事の価格積算要綱の改正について	現場管理費・一般管理費等の項目改正
4	令和 8 年 3 月 27 日付 7 農振第 3131 号	農村振興局長	令和８年度から適用する土地改良事業等に関する積算基準類の改正について	通称：局長通知
			1　土地改良事業等請負工事積算基準の制定について	
			2　土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準について	
			3　土地改良事業等請負工事標準歩掛について	
			4　土地改良事業等請負工事機械経費算定基準について	
			5　土地改良事業等請負工事仮設材経費算定基準について	
			６～19　［略］	
5	令和 8 年 4 月 16 日付 7 農振第 3131 号-1	農村振興局長	「令和８年度から適用する土地改良事業等に関する積算基準類の改正について」の一部修正について	3131 号の一部修正
6	令和 8 年 3 月 27 日付 7 農振第 3132 号	農村振興局整備部長	令和８年度から適用する土地改良事業等に関する積算基準類に係る運用等の改正について	通称：部長通知
			1　土地改良事業等請負工事の積算	

			参考歩掛について	
			2　土地改良事業等請負工事積算基準等の運用について	
			3　施工パッケージ型積算方式の試行について	
			4　施工パッケージ型積算方式の試行に係る標準単価について	
			5　ダム工事積算指針の制定について	
			6～12　［略］	
7	令和8年3月27日付 7農振第3134号	農村振興局整備部設計課長	令和８年４月から適用する「土地改良事業等請負工事積算基準」等に係る取扱いについて	新年度積算基準への変更措置
8	令和8年3月27日付 事務連絡	農村振興局整備部設計課施工企画調整室課長補佐（積算基準班）	「令和８年４月より適用する「土地改良事業等請負工事積算基準」等に係る取扱いについて」の運用について	新年度積算基準への変更措置のシステム運用方法
9	令和8年3月27日付 7農振第3133号	農村振興局整備部設計課長	令和８年度から適用する土地改良事業等に関する積算基準類に係る通知の改正について	通称：課長通知
			1　工事費等の積算基準の公表図書について	
			2　国営土地改良事業等請負工事における「工事工種の体系化」について	
			3　工事における週休２日の取組方針について	
			4　工事における現場環境改善費の積算要領について	
			5　快適トイレの導入に関する試行について	
			6　１日未満で完了する作業の積算について	
			7　設計材料単価の決定に係るガイドライン	
			8　入札執行調書における「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」の明記について	
10	令和8年6月1日付 事務連絡	農村振興局整備部設計課施工企画調整室長	令和８年度土地改良工事数量算出要領（案）（土木工事）の制定について	数量算出要領の改正
11	令和4年8月8日付 4予第817号	大臣官房参事官（経理）	工事請負契約書第26条第５項の運用について	単品スライド
12	令和8年3月27日付 7農振第第3146号	農村振興局整備部設計課長	令和８年度熊本地震の復興・復旧事業等における積算方法等について	被災地補正
14	令和5年4月10日付 事務連絡	農村振興局整備部設計課施工企画調整室課長補佐（積算基準班）	ため池工事積算マニュアル（案）について	制定時のため池工事積算マニュアル

注）今後も新たに通知や正誤表が発出される場合があります。

（２）各種通知の掲載 web ページ

各種通知は下記 web ページに記載されています。（一部例外あり）

https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/index.html

（３）各種スライドについて

各種スライドに係る通知等は次のとおり整備されています。適用に当たってはこれらを御覧ください。

番号	文書名	制改定等時期	備考
	【スライド全般】		
1	工事請負契約書第 26 条の積算上の取扱いについて	R2.4.1	
	【全体スライド】		
2	工事請負契約書第 25 条第１項～第４項（全体スライド条項）運用マニュアル（暫定版）	H25.9	※国土交通省資料 ※「25 条」は現在の 26 条
3	賃金又は物価変動に基づく請負代金の減額となる場合の工事請負契約書第 25 条の運用について	H11.7	※「25 条」は現在の 26 条
	【単品スライド】		
4	工事請負契約書第 26 条第５項の運用について	R4.8	
5	農業農村整備事業における工事請負契約書第 26 条第５項（単品スライド条項）運用マニュアル(案)	R7.11	
	【インフレスライド】		
6	「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第６項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）」について	H26.3	※「25 条」は現在の 26 条

〇各種スライド条項の国土交通省ページ

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000101.html

〇留意事項

注意

・標準積算システムは、単品スライドおよびインフレスライドの足切り額計算に非対応です。御留意ください。

３．土地改良工事積算基準（土木工事）改正の概要

次ページ以降に主な基準改正内容を掲載します。主要なものだけとしますので、詳細は各種通知本文にて御確認ください。

令和８年度積算基準等の主な改定内容

（施工企画調整室）

１．担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

（１）建設業における多様な働き方の実現に向けた支援

地域の実情や現場の状況等に応じた、多様な働き方の実現を目指していく。これまで実施してきた**週休２日の取得に要する費用の計上等による試行は完了**とする。

※費用の計上による試行は完了したものの、
「週休２日制の履行実績を工事の総合評価落札方式において評価する取組について」は継続

（２）一般管理費等率の改定

最新の本社経費の実態を反映し、**一般管理費等率を改定**する。

引き続き、適正な利潤が確保されるよう実態調査を継続していくとともに、公共工事に従事する者に対して適正な額の賃金が支払われるよう、賃金・労働時間等の実態調査の取組を強化していく。

２．公共工事に従事する者の労働環境の改善

（１）現場環境改善費の実施内容の見直しと拡充

より効果的な現場環境改善が図られるよう、実施内容の絞り込みを行うとともに、**熱中症対策・防寒対策への充当を強化**。

（２）快適トイレの費用計上の拡充

最新の調査実態を踏まえ、**上限額の見直し**。（57,000円/基・月）

また、更なる現場環境改善を推進する観点から、**上限基数の撤廃**。

令和８年度積算基準等の主な改定内容

（施工企画調整室）

３．円滑な施工体制の確保

（１）大規模災害における復興係数・復興歩掛

令和６年能登半島地震（石川県内）の被災地においては、工事における作業効率の低下が確認されたことから、実態調査結果を踏まえ、**歩掛の日当り標準作業量の補正（復興歩掛）**を新たに設定。

平成23年東日本大震災（岩手・宮城・福島県内）及び**平成28年熊本地震（熊本県内）**の被災地においても、実態調査の結果を踏まえ、間接工事費や歩掛の日当り標準作業量の補正について**継続**。

（２）品確法を踏まえた災害協定に基づく労災保険等の積算

保険料については、品確法に適合した保険契約実績が少ないことなどから、当面は受注者（または契約予定者）から当該保険料に関する見積りを徴収し、**現場管理費に上乗せ計上する**ことで積算に反映する。

４．働き方改革に取り組める環境整備

（１）移動時間、作業休止時間等を踏まえた歩掛改訂

現場移動等により作業時間が短くなったことや、建設現場の作業管理として行われている作業休止時間が増えたことにより実作業時間が短くなったことで、**日当たり施工量が減少している傾向がみられた工種の歩掛を改定**。

地すべり防止工（ふとんかご）

５．その他の現場実態を踏まえた改定

（１）土木工事

① 標準歩掛・参考歩掛

【農林単独】

［新規制定］ため池堤体盛立工

［適用範囲の改正］ダクタイル鋳鉄管機械布設（たて込み簡易土留）

【２省共同】

［新規制定］　鉄筋工、中層混合処理工（ICT）

［移動時間を考慮した改訂］　地すべり防止工（ふとんかご）

［使用機械、労務等の変動による改定］場所打杭工（ﾀﾞｳﾝｻﾞﾎｰﾙﾊﾝﾏ工）、仮橋・仮桟橋工

［資材の搬入制約を考慮した歩掛の改定］ＰＣ橋架設工

［廃止］市場単価（鉄筋工、ガス圧接工、軟弱地盤処理工）

② 施工パッケージ関係

［新規制定］路盤工（ICT）

［使用機械、労務等の変動による改定］機械土工（土砂）［ブルドーザ掘削］、
機械土工（岩石）掘削、機械土工（土砂）［床掘］（ICT）、捨石工

［適用範囲の改正］舗装版切断工

［積算条件区分の改正］ボックスカルバート機械据付、安定処理工、暗渠排水管布設

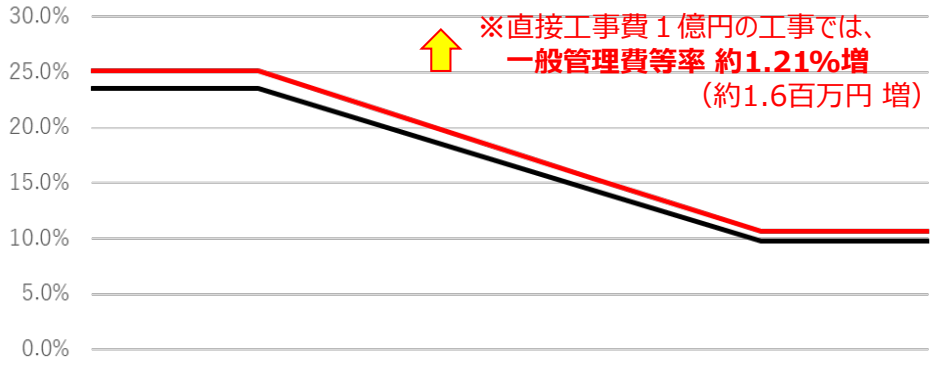
［その他］作業日当り標準作業量

一般管理費率の改正

○ 最新の本社経費の実態を反映し、一般管理費等率を改定。

○ 引き続き、適正な利潤が確保されるよう実態調査を継続していくとともに、公共工事に従事する者に対して適正な額の賃金が支払われるよう、賃金・労働時間等の実態調査の取組を強化していく。

一般管理費等率の改定



【現行】

500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え
23.57%	-4.97802×LOG(Cp)+56.92101	9.74%

【改定】

500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え
25.13%	-5.21826×LOG(Cp)+60.08343	10.63%

Cp：工事原価(円)
※前払金支出割合が３５%を超え４０%以下の場合

現場環境改善費の改正

（施工企画調整室）

○ 昨今の建設業を取り巻く状況を踏まえ、実施する内容を見直し。
○ より効果的な現場環境改善が図られるよう、実施内容の絞り込みを行うとともに、熱中症対策・防寒対策への充当を強化。
○ 積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認する。（施設及び設備は監督職員と必要性を協議し、積上げ費用の上限なし）

■現場環境改善費の内容

計上費目	実施する内容
仮設備関係	昇降設備の充実、環境負荷の低減、ICT設備の充実、作業負荷の低減
営繕関係	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）、労働者宿舎の快適化、現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む）、衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	工事標識・照明等安全施設の充実、盗難防止対策、健康関連施設の充実、野生生物・害虫対策等
地域連携	広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等）、見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む）、社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費含む）、現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

※計上費目ごとに1内容ずつの合計4つの内容を実施

■現場環境改善費用の算定式

$K = i \cdot Pi + \alpha$

i：現場環境改善費率（%）　$392.8 \cdot Pi^{-0.3520}$　（５億円以下の場合）
0.34　（５億円を超える場合）

Pi：対象額（円）（直接工事費（処分費等を除く）＋支給品費＋官貸額）

α：積上げ計上分（円）　※対象額の上限は５億円

■積上げ計上の際の留意事項

熱中症対策・防寒対策に関する施設及び設備について、リース品の場合は当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上し、購入品の場合は当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。

設置期間分の減価償却費については、国税庁が定める「主な減価償却資産の耐用年数表」を参考に算出することとし、設備の種類及び規模並びに設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする。

5

（参考）熱中症対策に要する費用計上について（1/2）　（R元.5～）

○ 国営土地改良事業等の工事積算における、熱中症対策に関する対応としては、
① 熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行
② 現場環境改善費による猛暑対策（熱中症予防）があり、それぞれの内容について以下のとおり例示する。

① 熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行〈R元年度より試行〉

・現場管理費に工事現場の安全のための避暑対策（熱中症予防）のに要する費用として計上。
・主に作業員個人に対する熱中症対策費用として、空調服、熱中症対策キット、経口補水液、塩飴等が対象。

【空調服】



ヘルメット取付ソーラー充電式ファンと クーリングベルト



注）個人の所有するものではないことに留意







写真出典：「建設現場における熱中症対策事例集」（平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課）

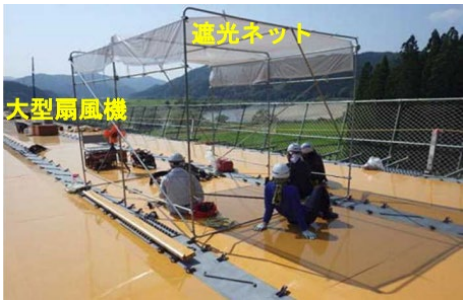
6

（参考）熱中症対策に要する費用計上について（2/2）

② 現場環境改善費による猛暑対策（熱中症予防）〈R2年4月～(R8年4月改正)

・現場環境の改善に要する費用として積上げ計上（監督職員と必要性を協議、上限なし）。
・主に現場の施設や設備に対する熱中症対策費用として、遮光ネット、大型扇風機、送風機、給水器、日除けテント、ミストファン、休息車の配置等が対象。

【メッシュシートによる遮光設備と大型扇風機の設置】

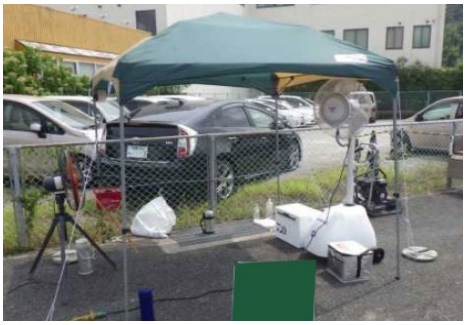


【休憩所から離れている個所に休息車を配置（車内にクーラーや温冷庫を設置）】





【現場休憩所にテント・ミストファン設置】







※これ以外の品目についても、実態に応じ計上することも可能

写真出典：「建設現場における熱中症対策事例集」（平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課）

快適トイレの費用計上の拡充

（施工企画調整室）

○ 平成28年度より、直轄工事において快適トイレの原則化を実施。
○ 最新の調査実態を踏まえ、上限額を見直すとともに、更なる現場環境改善の推進の観点から、上限基数を撤廃。（設置基数は、現場毎に必要性を協議の上、決定）

快適トイレの標準仕様

1．快適トイレに求める機能

①洋式（洋風）便器
②水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置を含む）
③臭い逆流防止機能
④容易に開かない施錠機能
⑤照明設備
⑥衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚（耐荷重を５kg以上とする）

2．付属品として備えるもの

⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
⑧周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
⑨サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
⑩鏡と手洗器
⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

3．推奨する仕様、付属品

⑫便房内寸法900×900mm 以上（面積ではない）
⑬擬音装置（機能を含む）
⑭着替え台
⑮臭気対策機能の多重化
⑯室内温度の調整が可能な設備
⑰小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

快適トイレの費用計上（1基あたりの上限額）

	単位	R2年度
快適トイレ	円/基・月	51,000
ハウス型トイレ	円/基・月	102,000

※男女別で１台ずつ計２台まで計上可

	単位	R8年度
快適トイレ	円/基・月	57,000

※設置基数は、現場毎に必要性を協議の上、決定
※ハウス型等の場合、入口が別になっている場合に限り、入口別に57,000円／基・月上限まで計上可能。

大規模災害における復興係数・復興歩掛（継続・新設）

（施工企画調整室）

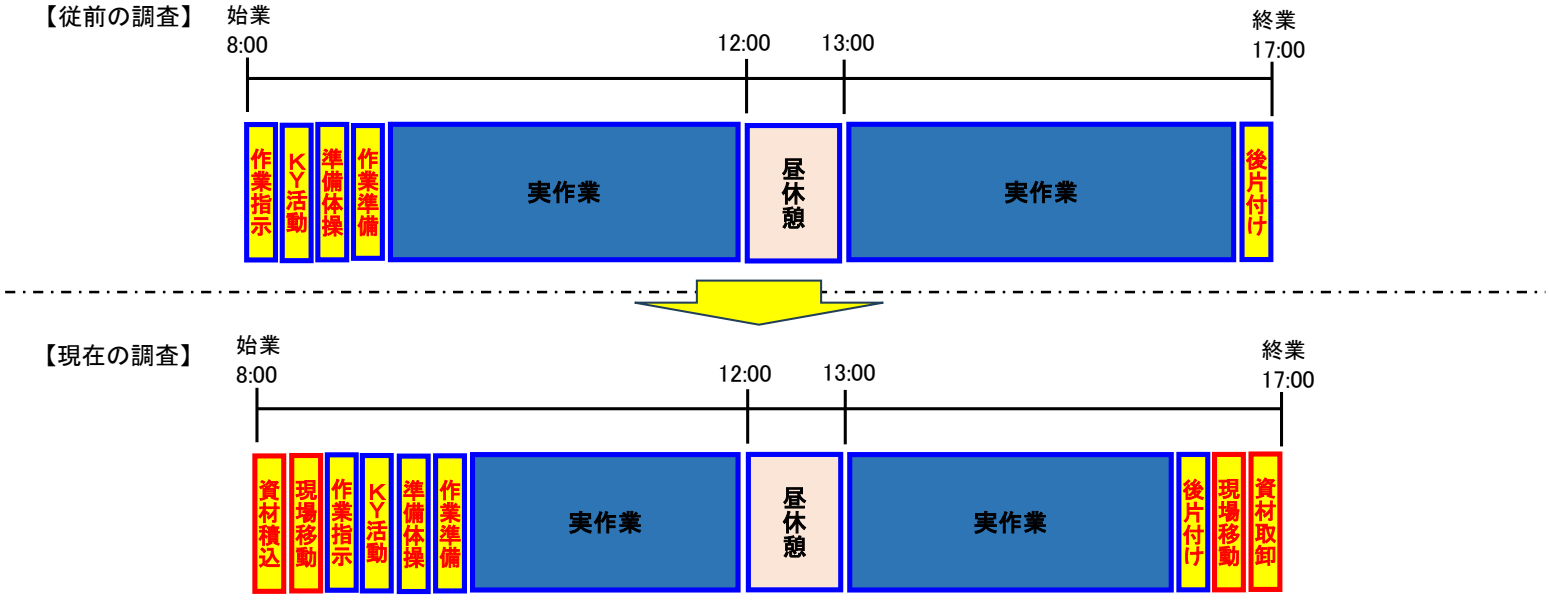
○　大規模な災害の被災地では、機材の調達が難航すること等による間接工事費の増大や、資材やダンプトラック等の不足から作業効率が低下している実態を踏まえ、復興事業の円滑化を目的に復興係数・復興歩掛を導入。

		岩手・宮城・福島県内 （東日本大震災）	熊本県内 （熊本地震）	石川県内 （中能登・奥能登地域） （能登半島地震）
復興係数 間接工事費を補正	適用時期	H26.2.3	H29.2.1	—
	対象工種	全ての土木工事	全ての土木工事	—
	補正率	共通仮設費：1.3	共通仮設費：1.1	—
		現場管理費：1.1	現場管理費：1.1	—
復興歩掛 歩掛の日当たり標準作業量を補正	適用時期	H25.10.1	H29.2.1	R8.4.1
	対象工種	—	土工	土工
	補正率	—	土工：標準作業量を10%低減	土工：標準作業量を20%低減 As舗装工：標準作業量を10%低減
備考		岩手県、宮城県においては、令和8年度に限り暫定措置	令和8年度に限り、復興係数・復興歩掛の変更を猶予	

移動時間を踏まえた積算の適正化

（施工企画調整室）

○ 朝礼や準備体操、後片付け等は、一日の就業時間に含まれるものであり標準歩掛に適切に反映。
○ 道路での工事など常設の作業帯が現場に設けられない工事では、資材基地からの移動時間を適切に反映。

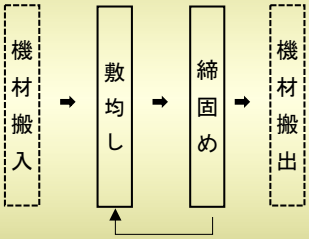


○次の工種について、調査・分析により改定
・地すべり防止工（ふとんかご）

ため池堤体盛立工

施工概要

本歩掛は、ため池盛立工における敷均し・締固め作業に適用する。敷均し厚さは10cm以上30cm以下、施工幅員は1.0m以上とする。



（注）1. 本歩掛で対応しているものは、実線部分のみである。
2. 敷均しには、かき起こし作業を含むものとする。



敷均し



締固め

制定概要

・「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）」による防災重点農業用ため池を対象にした改修工事が増加したことから、歩掛を制定するものである。

・敷均し厚さ、10cm以上30cm以下のため池盛立工における、敷均し・締固め作業に適用する。

● 敷均し・締固め作業歩掛　（100m3当り）

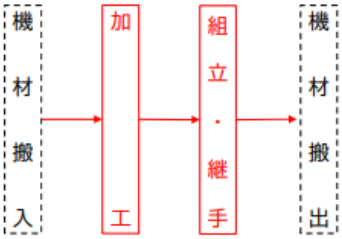
盛立材料区分	施工幅員	機種	作業内容	世話役（人）	特殊作業員（人）	普通作業員（人）	敷均し機械運転時間（日）	締固め機械運転時間（日）
刃金土 抱土 さや土	1.0～2.5m	バックホウ バケット容量 0.45 m3 振動ローラ コンバインド式運転 質量3～4t	敷均し 締固め	1.0	—	4.8	1.0	0.3
	2.5～4.0m			1.0	—	4.2	1.0	0.3
	4.0m以上			1.0	—	2.3	1.0	0.3

（注）1. 施工幅員は盛立材料ごとの施工幅員とする。

鉄筋工

鉄筋を設計図書に示された形状及び寸法に一致するように、現場において鉄筋加工機等を用いて加工し、鉄筋結束により組み立てる工法

【施工フロー】



（注）本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

赤字：制定箇所



加工



ガス圧接継手



組立



機械式継手（グラウト）

【主な制定概要】

- 現場における加工、組立、継手の歩掛を新規制定
- 加工、組立は、「一般構造物」「橋梁用床版」「場所打ち杭の鉄筋かご」「トンネル内構造物」「差筋および杭頭処理」に適用
- 継手は、「ガス圧接継手」「機械式継手（グラウト）」「機械式継手（ねじ加工）」に適用

●加　工　（1t当り）

名称	単位	鉄筋径（mm） 10～13	16～25	29～32	35	38	41	51
土木一般世話役	人	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
鉄筋工	〃	2.3	1.7	1.2	1.1	1.0	1.0	0.8
普通作業員	〃	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
ラフテレーンクレーン運転	日	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
諸雑費	%	12						

●組　立（一般構造物/トンネル内構造物）　（1t当り）

名称	単位	鉄筋径（mm） 10～13	16～25	29～32	35	38	41	51
土木一般世話役	人	0.5	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1
鉄筋工	〃	3.5	2.9	2.1	1.7	1.4	1.2	1.1
普通作業員	〃	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
ラフテレーンクレーン運転	日	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11
諸雑費	%	8				11		

●組　立（橋梁用床版）　（1t当り）

名称	単位	鉄筋径（mm） 10～13	16～25
土木一般世話役	人	0.5	0.4
鉄筋工	〃	3.5	2.9
普通作業員	〃	0.3	0.2
ラフテレーンクレーン運転	日	0.11	0.11
諸雑費	%	8	

●ガス圧接継手　（100箇所当り）

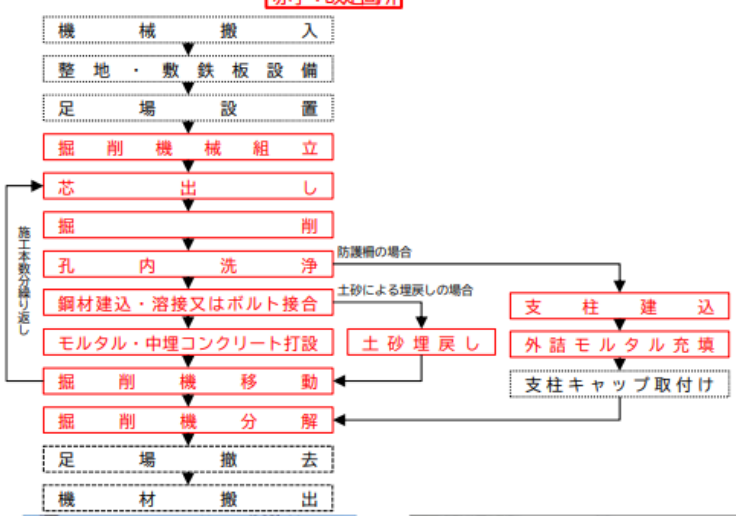
名称	単位	鉄筋径（mm） 16～25	29～32	35	38	41	51
土木一般世話役	人	0.2	0.5	0.6	0.8	0.9	1.5
鉄筋工	〃	0.5	1.3	1.7	2.1	2.5	4.2
溶接工	〃	1.2	2.9	4.3	5.0	6.1	10.2
普通作業員	〃	0.4	1.0	1.3	1.6	1.9	3.2
アセチレンガス	kg	5.0	6.5	21.0	35.0	38.5	105.0
酸素	m3	5.0	6.5	14.0	23.0	27.4	70.0
諸雑費	%	8					

（国土交通省資料参照）

クレーン又は大口径ボーリングマシンに取付けたダウンザホールハンマの打撃により地盤（岩盤等）を掘削し、鋼管又はH形鋼を建込み、中詰材・外詰材の注入等の一連作業で杭を形成する工法。比較的安定した地盤で、孔壁保護を行わずに施工する場合に使用される。

【施工フロー】

赤字：改定箇所




掘削状況


鋼管建込状況

【主な改定概要】

- 設計杭径に対する削孔径の一部見直し
- 施工機械の規格を見直し
- 諸雑費率の見直し及びビット等損耗費率の設定]

●設計杭径及び削孔径

項目 ＼ 設計杭径（mm）		170以上 220以下	220超え 270以下	270超え 320以下	320超え 360以下	360超え 430以下	430超え 510以下	510超え 580以下
削孔径（mm）	H形鋼	300	350	400	450	500	600	650
	鋼管・防護柵	300	350	400	450	500	550	550
H形鋼		設計杭径は，H形鋼の対角線長とする。						
鋼管		設計杭径は，鋼管の外径とする。						
防護柵		設計杭径は，回転防止筋を含む外径とする。						

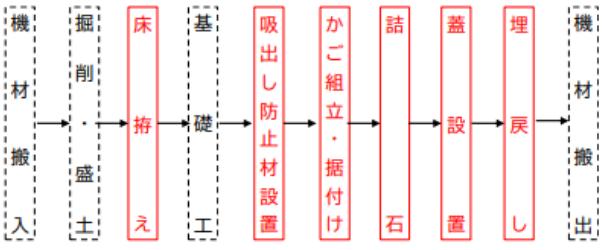
●機種の選定（A工法）

作業種別	機械名	規格	単位	設計杭径 430mm以下	設計杭径 430mm超え
掘削用	ラフテレーンクレーン装着式アースオーガ	アースオーガ（油圧式）及びモンケン架装ベースマシン35t吊	台	1	－
掘削用	クローラクレーン	油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・排出ガス対策型(2014年規制) 最大吊上能力70t吊	〃	－	1
	ダウンザホールハンマ	最大掘削径 φ305mm，φ445mm，φ508mm，φ650mm	〃	表3.4による	
	空気圧縮機	可搬式・エンジン駆動・スクリュ型（超低騒音型）・排出ガス対策型（第3次基準値）吐出量21～25.5 m3／min，37～41 m3／min	〃	表3.5による	
鋼管杭・H形杭等建込用，掘削機組立・分解用	ラフテレーンクレーン	油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型（2014年規制） 最大吊上能力25t吊	〃	1	

（国土交通省資料参照）

地すべり防止施設及び急傾斜崩落対策施設においてふとんかごを製作し設置する工法

【施工フロー】



（注）本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

赤字：改定箇所

【主な改定概要】

- 使用機械の見直し
- 準備、後片付け、移動時間等を考慮した歩掛に見直し

●ふとんかご施工歩掛　（10m当り）

名称	規格	単位	ふとんかご規格（cm） 高さ40 幅120	高さ50 幅120	高さ50 幅200	高さ60 幅120	高さ100 幅120	高さ100 幅200	摘要
土木一般世話役		人	0.7	0.8	1.2	0.9	1.4	2.6	
特殊作業員		〃	0.7	0.9	1.4	1.0	1.7	2.9	
普通作業員		〃	1.9	2.3	3.9	2.8	4.6	7.8	
バックホウ（クローラ型）運転	後方超小旋回型・超低騒音型・排出ガス対策型(2014年規制) バケット容量0.5m3	日	0.4	0.6	0.9	0.7	1.1	1.8	賃料
不整地運搬車運転	クローラ型・ダンプ式 排出ガス対策型(第３次基準値) 通称2t積	〃	0.3	0.4	0.7	0.6	0.8	1.4	賃料

※ 不整地運搬車運転は、必要に応じて計上


床拵え


吸出し防止材設置


かご組立・据付け


蓋設置

（国土交通省資料参照）

市場単価の一部廃止について

（施工企画調整室）

○以下に示す市場単価3工種については、良好な取引が行われたデータの収集が困難になってきていることから、市場単価方式による単価設定を廃止します。
○鉄筋工、ガス圧接工は「土木工事標準歩掛」に移行します。

市場単価方式とは・・・
工事を構成する一部、または全部の工種について、歩掛を用いず、材料費、労務費、及び直接経費（機械経費等）を含む施工単位当たりの市場での取引価格を把握し、これを直接、積算に用いる方法

市場単価の廃止【３工種】

①鉄筋工　②ガス圧接工　③軟弱地盤処理工



鉄筋工



ガス圧接工



軟弱地盤処理工

15

建設機械等損料の改定

（施工企画調整室）

令和8年度版 建設機械等損料算定表 機械分類別平均変動率表(対令和6年度版比較)

機械分類名	比較年度	基礎価格	標準使用年数	年間標準運転時間	年間標準運転日数	年間標準供用日数	維持修理費率	年間管理費率	残存率	運転1時間当たり換算値損料<注>(13)欄	供用1日当たり換算値損料(15)欄
01 ブルドーザ及びスクレーパ	R06	1.11	1.00	1.01	1.03	1.02	1.00	1.00	1.00	1.10	1.09
02 掘削及び積込機	R06	1.05	1.01	0.99	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.06	1.04
03 運搬機械	R06	1.18	0.99	1.00	1.07	1.05	0.98	1.00	1.00	1.15	1.13
04 クレーンその他の荷役機械	R06	1.23	1.00	1.00	1.02	1.02	1.02	1.00	1.00	1.19	1.21
05 基礎工事用機械	R06	1.10	1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.11	1.09
06 せん孔機械及びトンネル工事用機械	R06	1.10	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.11	1.10
07 モータグレーダ及び路盤用機械	R06	1.13	1.00	0.98	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.16	1.13
08 締固め機械	R06	1.19	1.01	0.98	1.00	1.00	0.98	1.00	1.00	1.19	1.18
09 コンクリート機械	R06	1.29	1.01	1.00	1.00	1.01	1.01	1.00	1.00	1.28	1.27
10 舗装機械	R06	1.14	1.00	0.98	1.00	1.00	0.99	1.00	1.00	1.14	1.13
11 道路維持用機械	R06	1.14	1.00	0.99	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.15	1.14
12 空気圧縮機及び送風機(原動機を含む)	R06	1.20	1.00	1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.00	1.20	1.19
13 建設用ポンプ(原動機を含む)	R06	1.26	1.00	-	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.26	1.26
15 電気機器	R06	1.06	1.00	-	1.00	1.02	1.00	1.00	1.00	1.19	1.04
16 ウインチ類	R06	1.20	1.00	-	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.13	1.20
17 試験測定機器	R06	1.07	1.00	-	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.17	1.07
18 鋼橋・PC橋架設用仮設備機器	R06	1.15	1.00	-	-	1.00	1.00	1.00	1.00	-	1.15
20 その他の機器	R06	1.14	1.00	1.00	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00	1.16	1.14

機械分類名	比較年度	基礎価格	標準使用年数	年間標準運転時間	年間標準運転日数	年間標準供用日数	維持修理費率 定期整備	維持修理費率 現場修理	年間管理費率	残存率	運転1時間当たり換算値損料(13)欄	
50 除雪用建設機械	R06	1.14	1.01	0.99	1.00	1.00	1.02		1.00	1.00	1.15	
全平均	R06	1.15	1.00	0.99	1.01	1.01	1.00		1.00	1.00	1.16	1.14

<注> 運転1時間当たり換算値損料(13)欄は、機械の種類によって「運転1日当たり換算値損料」として算出・掲載されているものもある。
※ 青字は、値が"1"未満であるもの。(青字で"1.00"と表示されている値は、端数処理(小数点以下3位で四捨五入)による。)

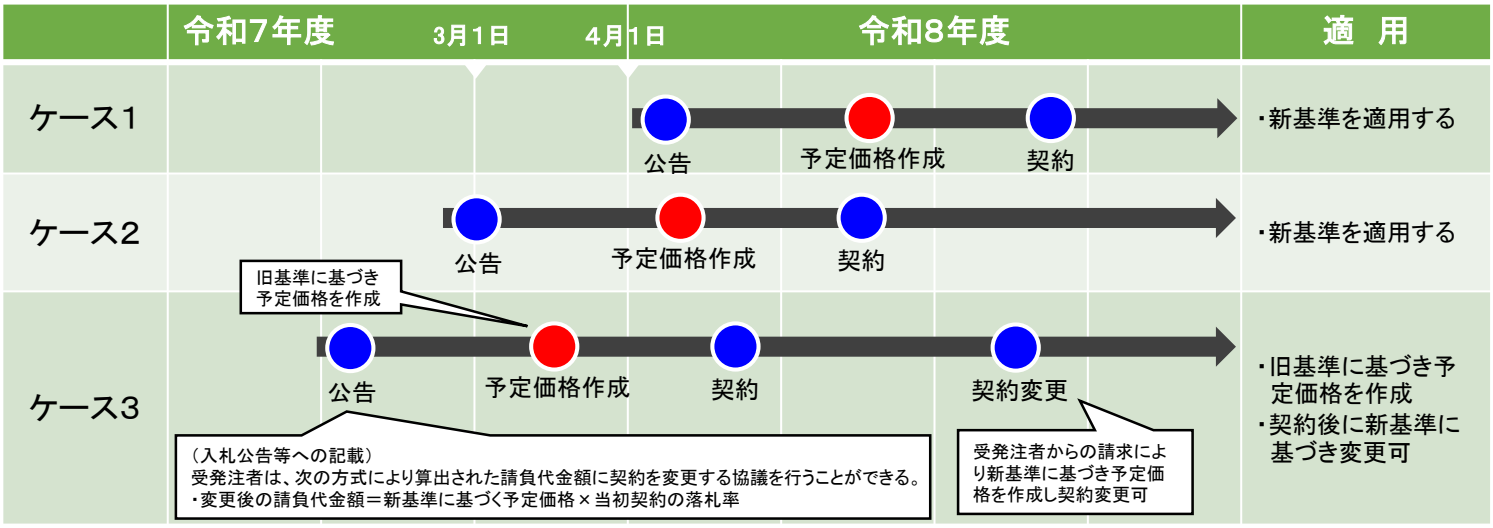
（国土交通省資料参照）

16

適用スケジュール

上記に示す改定内容については、令和８年４月１日以降に契約に係る案件から適用する。

なお、旧基準に基づき予定価格を作成し、令和８年３月１日以降に入札書の提出期限となる工事及び業務については、契約後に新基準に基づき契約変更が可能。



17

施工技術係

１．令和８年度施工基準関係図書の改正について・・・・・ Ｃ－1

１．令和８年度施工基準関係図書の改正について

１）現在発刊されている施工関係図書の一覧表

R8.6.22 時点

番号	図書名	現行		改正		備考
		施行年月日（一部改正）	図書発行	R8 年度改正施行時期	図書発刊予定	
（１）	土木工事共通仕様書	H15.3.25 (R7.3.28)	H28.7 月版 全国農村振興技術連盟	改正 R8.3.26	―	・本省 HP 掲載中
（２）	土木工事特別仕様書記載例	H19.3.30 (R7.5.16)	コピー版とＣＤを配布（当時）	改正 R8.5.18	―	―
（３）	土木工事施工管理基準	H17.3.28 (R6.3.22)	H17.5 月版 (社)農業土木事業協会	―	―	・本省 HP 掲載中
（４）	土木工事施工管理基準の手引き	H19.3.30 (R4.3.31)	コピー版とＣＤを配布（当時）	―	―	・本省 HP 掲載中
（５）	工事監督必携	H20.3.28 (H29.3.31)	H20.7 月版 全国農村振興技術連盟	―	―	・本省 HP 掲載中
（６）	施工計画書作成の手引き（案）	H19.3.30	コピー版とＣＤを配布（当時）	―	―	―
（７）	土木工事等施工技術安全指針	H21.3.30 (H22.3.31)	コピー版を配布（当時）	―	―	・本省 HP 掲載中

工事の共通仕様書等

https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyosyo/index.html

設計・施工・入札等

https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/index.html

土木工事共通仕様書の主な令和８年度改正内容について

（１）用語の定義

「確認」の定義について、「出来形、品質、規格、数値等を確認」から、「契約図書との適合を確かめること」に変更。

１－１－２　用語の定義

「確認」とは、契約図書に示した段階又は監督職員の指示した施工途中の段階において、受注者の測定結果等に基づき監督職員が立会等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。

↓

「確認」とは、契約図書に示された事項について監督職員、検査職員又は受注者が立会若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

（２）ウィークリースタンス

国土交通省の共通仕様書の記載に合わせて、ウィークリースタンスに努めることを明記。

１－１－７　ウィークリースタンス

新設

↓

監督職員及び受注者は、「ウィークリースタンス」の実施に努める。ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認、共有した取組の総称をいう。

（３）工事材料の品質

品質を証明する資料名を具体的に明記。

【例】

１－１－26　工事材料の品質

２．受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任において整備、保管し、監督職員又は検査職員から請求があった場合、速やかに提示するとともに、設計図書で提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。

また、設計図書において事前に監督職員の承諾を得なければならない材料の使用に当たり、その外観及び品質証明書等を照合、確認した後、監督職員に提出して承諾を得るものとする。

↓

２．受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員又は検査職員から請求があった場合、速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。

（４）施工時期及び施工時間の変更

休日等の作業について、休日等作業届の提出を不要とし、事前の連絡に変更。（工事書類の簡略化）

１－１－47　施工時期及び施工時間の変更

２．休日または夜間作業の連絡

受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。

ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。

↓

２．休日または夜間作業の連絡

受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行うにあたっては、事前に作業日、作業時間、作業場所、作業理由、作業内容を監督職員に連絡しなければならない。

なお、供用中の道路における工事については事前に理由を付した休日等作業届を作成し、監督職員に提出しなければならない。

（５）材料の見本・品質証明資料等の提出

JIS 規格品のうち JIS マーク表示品について、監督職員が JIS マーク表示状態を確認する場合は事前の見本又は品質証明資料等の提出を省略できるよう変更。（工事書類の簡素化）

２－１－２　材料の見本・品質証明資料等の提出

受注者は、設計図書及び監督職員が指示する工事材料について、事前に見本又は資料を提出し、 監督職員の承諾を得るものとする。

↓

受注者は、設計図書及び監督職員が指示する工事材料について、事前に見本又は品質証明資料等を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。

なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等については、JISマーク表示状態を監督職員が確認する場合において見本又は品質証明資料等の提出は省略できる。

（６）請負代金内訳書

「工事の請負契約に係る契約書について」の一部改正に伴い、請負代金内訳書の様式を変更。

工事請負契約、施設機械工事等共通仕様書等に基づく提出様式

（様式３－１）請負代金内訳書

項　　目	数　量	単　位	金　額
工事費計	1	式	
消費税相当額	1	式	
工事価格	1	式	
工事原価	1	式	
直接工事費	1	式	
間接工事費	1	式	
［新設］	［新設］	［新設］	
［新設］	［新設］	［新設］	
一般管理費等	1	式	
［新設］	［新設］	［新設］	
［新設］	［新設］	［新設］	
法定福利費（工事価格の内数（税抜き））	1	式	
［新設］	［新設］	［新設］	
［新設］	［新設］	［新設］	

（注）１．請負代金内訳書は契約締結後速やかに提出すること。

２．局契約に係るものについては、事業所等を経由して提出すること。

３．施設機械工事については、「直接工事費」、「間接工事費」を「製作工事原価」、「据付工事原価」、「設計技術費」に変更して提出すること。

↓

項　　目	数　量	単　位	金　額
工事費計	1	式	
消費税相当額	1	式	
工事価格	1	式	
工事原価	1	式	
直接工事費	1	式	
間接工事費	1	式	
共通仮設費	1	式	
現場管理費	1	式	
一般管理費等	1	式	
材料費(直接工事費の内数(税抜き))	1	式	
労務費(直接工事費の内数(税抜き))	1	式	
法定福利費(現場管理費の内数(税抜き))	1	式	
建設業退職金共済契約に係る掛金(現場管理費の内数(税抜き))	1	式	
安全衛生費(工事原価の内数(税抜き))	1	式	

(注) 1．請負代金内訳書は契約締結後速やかに提出すること。

2．局契約に係るものについては、事業所等を経由して提出すること。

[削る]